

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域資源の活用と安全で安心なまちづくり

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、飛騨市

3 地域再生計画の区域

飛騨市の全域

4 地域再生計画の目標

飛騨市は岐阜県の最北端部に位置し、平成16年2月に4町村が合併して誕生した市で、市内には豊かな森林や湿原に代表される自然景観、石積みの棚田と板倉といった農村景観や匠の文化や歴史的町並み景観、さらには鉱山の廃坑を利用した地底空間など様々な特色ある地域資源が残っている。

近年、当市では高齢化・過疎化が進行（65歳以上の高齢者が29%を占めるとともに、平成16年に市全域が過疎地域に指定）しており、農林業の担い手不足による山林や農地の手入れ不足に伴う自然景観、農村景観の荒廃、地域の活力の低下等が課題となりつつある。

そうした中で、これらの地域資源の保全を進めるとともに、点在する地域資源の一体的な活用を進めるため、既存の観光資源等も含めた資源間の回遊による交流人口を増大させ地域の活性化を図ることが求められている。

また、平成16年10月、台風23号豪雨により発生した災害では、国・県道が寸断され集落が孤立するなどし、長期にわたり日常生活に大きな支障を来した。

さらに当地域は豪雪地帯でもあり、平成18年に当市を襲った豪雪では、幅員が狭小なため、除雪機械の進入が困難な路線や排雪場所のない路線では、通行止めが頻繁に起き、緊急車両の通行や観光客の散策にも支障をきたしたことから、年間を通じた災害に強いまちづくりのための道路網の整備が強く望まれている。

このため、地域の重要なインフラである道路及び林道の整備により、農林業の振興と地域資源へのアクセスの改善、幹線道路の補助路線としての迂回路の整備や、歴史的景観地区など観光スポットでの冬期間の通行の確保を進めることで、観光客の増加と定住人口の確保を図り、地域資源の活用と安全で安心なまちづくりを行うこととする。

- (目標1) 農林業の振興と地域環境の改善(間伐実施面積の30%増加)
(目標2) 地域資源の回遊を図るためのアクセス改善による交流人口の増
(観光入込人数の7%増加)
(目標3) 安全・安心な道路網の整備による定住人口の確保
(人口減少率の改善 $\Delta 4\% \rightarrow \Delta 2\%$)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「林道洞～数河線」及び「林道森安～万波線」、「林道灘見谷線」、「林道羽根線」「林道寺林・吉田線」の整備により森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。

また、「市道吉田線」「市道林～森安線」「市道菅沼ニコイ線」「市道祢宜ヶ沢上1号線」「林道洞～数河線」などの整備を行い地域間の所要時間を短縮し、資源間の回遊を促すことで地域資源の活用を進め、交流人口の増大を図るとともに、迂回路線を確保し、安全・安心な道路ネットワークを構築する。

さらに、「市道第二灘見線」「市道古田線」の整備により緊急車両や通学車両等の通行を確保し、安心して暮らせる町づくりを進め、歴史的景観地区内にある「市道誓願寺線」「市道川原町線」「市道聖人町線」「市道御旅所線」では消雪設備などの整備を行い、冬期間の通行不能を解消し観光客の散策を容易にすることで交流人口の増加を図り、住民、来訪者ともに安心できる安全な交通と良好な住環境を確保する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道；道路法に規定する市町村道に、「市道吉田線」については昭和58年3月18日、「市道林～森安線」については昭和56年3月31日、「市道菅沼ニコイ線」については平成17年5月2日、「市道祢宜ヶ沢上1号線」については昭和56年3月31日、「市道第二灘見線」については平成15年9月26日、「市道古田線」については昭和56年1月1日、「市道誓願寺線」については昭和56年1月1日、「市道川原町線」については昭和56年1月1日、「市道聖人町線」については昭和56年1月1日、「市道御旅所線」については昭和56年1月1日に認定済み。

・林道；森林法による宮・庄川地域森林計画(平成17年4月1日策定)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市道(飛騨市) 岐阜県、飛騨市
- ・林道(飛騨市) 岐阜県、飛騨市

[事業期間]

- ・市道（平成17年度～21年度）、林道（平成17年度～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 4.2 km、林道 5.9 km
- ・総事業費 2,087,100千円（うち交付金1,060,745千円）
（内訳）
市道 985,000千円（うち交付金492,500千円）
林道 1,102,100千円（うち交付金568,245千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域資源の活用と安全で安心なまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 間伐等の森林整備事業の実施
災害に強い森林づくりを推進するため、間伐等の森林整備事業の実施を促進する。
- ② 森林整備に必要な林内路網の整備
間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。
- ③ 市道、市営住宅、都市公園等の整備
定住人口の確保を図るため市道、市営住宅、都市公園等の整備を促進する。
（古川地区・神岡中央地区）
- ④ 農道、農業用水路、営農飲雑用水、農村公園等の整備
農業の振興を図るため、農道、農業用水路、営農飲雑用水、農村公園等を一体的に整備する。（宮川地区）
- ⑤ 観光ツアー等の開催
観光入込者の増加を図るため、神岡鉦山の廃坑跡地見学会や池ヶ原湿原の観光ツアーを開催する。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、岐阜県と飛騨市が連携して、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。